

整備計画提出に際しての留意事項

1 令和 8 年度施設整備計画の提出に関して

- ・ 土地の買収、整地に要する費用、職員の宿舍に要する費用等については施設整備国庫補助事業の対象としないものであること。
- ・ 施設整備等国庫補助事業は原則として単年度事業であり、令和 9 年 3 月末日までに事業が完成することが確実に見込まれるものであること(事業の完了とは整備工事の完了後の検査確認までをいう)。
- ・ 施設整備計画書の提出・受付をもって施設整備国庫補助事業の採択を約束するものではないこと。
- ・ 施設整備国庫補助事業の採択は例年数件程度であること。
- ・ 国庫補助協議後に取り下げる事態とならないよう、建設予定地の確保が確実であり、資金計画が適正かつ着実に実行できる内容の計画であること。
- ・ 既存の建物が適法でないもの(建築確認、検査を行っていない等) 国庫補助内示前(別添「今後のスケジュール(参考資料 1)」参照)に着手したものは補助の対象外であること。
- ・ 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱、次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱及び長崎県障害福祉関係社会福祉施設整備費補助金実施要綱における対象経費については、補助金算出に係るものであり、設計・管理費については国土交通省告示第 8 号を参照すること。
- ・ 事業計画の変更は原則として認めないので、総事業費の算出に当たっては整備計画の段階から過大、過少とならないよう適切に見積もること。
- ・ その他の留意事項は令和 7 年 4 月 4 日付社援発 0404 第 32 号「令和 7 年度当初予算等における社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議等について」の「3 整備方針について」のうち、「(2) 留意すべき事項について」及び令和 7 年 2 月 6 日付こ成事第 62 号「令和 7 年度次世代育成支援対策施設整備交付金に係る協議等について」の「5.その他の留意事項について」を参照。

2 令和 8 年度の整備計画について

- (1) 令和 8 年度中の施設整備計画について、障害福祉関係社会福祉施設整備協議書提出一覧表に従って関係書類を提出してください。

総合評価調書とチェックリストを 8 月 29 日(金)まで(必着)にご提出ください。その他の書類については、9 月 19 日(金)まで(必着)にご提出ください。

前年度以前に提出されている計画であっても、改めて提出をお願いいたします。

再度の照会はいたしませんので、今回確実に提出してください。

障害福祉計画に基づき県内(圏域)の目標値を踏まえ、サービスの提供基盤の整備を行うこと。また、予算上の観点から、希望に添えない場合もありますので、あらかじめご承知おきください。

協議に当たり、交付要綱に記載されている補助基準単価を使用して補助金額を算出しますが、今後、国の補助基準単価の変動等に伴い、補助額が変更となる場合があります。

- (2) 協議書の受付後、必要に応じて追加資料の提出依頼や、ヒアリング、現地調査等を実施しますので、ご対応をお願いいたします。

3 提出方法

提出書類は 2 部作成のうえ、1 部を下記提出先、1 部を施設設置予定市町宛にご提出ください。なお、法人内で複数の障害福祉関係施設について整備計画がある場合は、法人本部で取りまとめのうえご提出ください。

4 提出先

〒850-8570 長崎市尾上町 3 番 1 号

長崎県福祉保健部 障害福祉課 管理班 (担当: 久家)

TEL: 095-895-2451 FAX: 095-823-5082